

平成 20 年度第 4 回法律学教育 FD/IT 活用研究委員会記録

- I. 日時 : 平成 21 年 2 月 24 日(火) 午後 2 時から 4 時まで
- II. 場所 : 私立大学情報教育協会事務局会議室
- III. 出席委員: 吉野委員長、高畠委員、武士俣委員 執行委員、中村委員
笠原委員
井端事務局長、森下、恩田

(1)資料説明

事務局より、以下のように本日の資料の説明がなされた。

・資料②の説明

私情協では、従来当委員会で議論した内容を 20 年 11 月に文科省に中間報告した。当該報告に際しては、単に学士力の定義だけにとどまらず、コア・カリキュラムのイメージや学習到達度と関連させて議論していること、および、社会の意見をできるだけ反映させた点で学術会議の見解と異なること、の 2 点を強調した。

- ・ 資料⑥の説明:学術会議における議論状況を示す資料
- ・ 資料⑦の説明:学術会議の委員会委員一覧
- ・ 資料⑧の説明:学術会議の資料であり、教育の質保証のあり方の一例を示す英国 QAA 資料
- ・ 白表紙資料「学士課程教育の構築に向けて」
先に公表された中間答申よりも、教育方法の項目が大きく変更されている。
- ・ 2009年2月8日付朝日新聞記事:高大接続テスト(仮称)導入の検討

(2)資料①を前提とした、今後の当委員会の活動についての私情協の基本認識

- ・ 資料①の共通能力を基礎として、学士力を 2009 年 12 月までに完成させる。基礎能力をもう一度具体化する必要がある。
- ・ どういうふうに能力水準を考えるのか、客観性、標準性をどのように確保するのかを明らかにする。
- ・ 法学の学士力としての情報能力とは何かを明らかにし、コア・カリキュラムの内容の具体化につなげていく
- ・ 22 年度～23 年度からは、教員の教育力確保に向けた道筋を明らかにする。
- ・ 教員の教育力確保には、大学の自主的努力、教員意識を高める必要がある。
- ・ 大学が人、物、金の 3 つが揃えて青写真を描く必要がある。私情協としては このような大学および教員の動きにあわせて活動したい。
- ・ 大学同士の連携、地域社会との連携、産業界との連携が必要である。また、コンピューターに親しんでこなかった教員も巻き込んでいけるような議論が必要。

- ・ 資料④:今後、産学連携のイメージのひとつとして、人材育成の土俵を作成 していく必要がある。今後、私情協で産学連携交流プロジェクトを立ち上げて実施する。教員インターンシップ(教員が実務経験できる制度)の実現に向けて努力する。

(3) 議論

- ・ 資料について

英国の大学の仕組みはかなり多様化しており、これを素材として日本における法学共通の学士力を考えるのはなかなか難しい。英国では、伝統的に教育の目的や方法を議論する土台がある。

- ・ 学士力について

学士力の明確化がまず必要。

学士力の定義についてまず基本認識を固める必要がある。

予防法学と法政策能力というニーズ(案の④)を学士力に含めてはどうか。

企業戦略を法的に支えるニーズを学士力に含めてはどうか。

ロースクールでは実務上必要な知識と技術を教え込むのが基本だが、法学部は違う。フィールドワークや法律相談などの授業が法学部で増加するのではないか。

「社会に出て法を活用できる能力」が重要。企業戦略や公共政策はその適用の一例。

学士力、教育力の議論は、大学のあり方自体の議論につながる。

(4) 「法哲学特講」における試みの報告

ひとつの事例について、評価→添削・返却→再評価→再添削・返却→再々評価というプロセスで教育してみた。論点をたくさん行うよりも、答案作成のプロセスを効果的に取得できる。ロースクールの未修1年目、学部教育の2年目でもこのようなメソッドは有用。

学士力の達成に向けた分野別教育の例として、このような教育例は有用である。特に、学士力案の③の能力を達成できているかどうかのチェックを行う際に用いることができる。

(5) 本日の決定事項

- ・ 学士力案①, ②, ③はこれで決定。④については委員の一人に修正案を依頼した。
- ・ 上記(2)で示された各項目、特にコア・カリキュラムについて、今後、議論を詰めていく。

(6) 今後の予定

- ・ 次回委員会は2009年6月3日(水)18時～20時開催予定。
- ・ 今後講義のデータベース化を考えたい、データベースは、学士力やコア・カリキュラムと関連させて公表できるように構築するのが望ましい。